

令和3年度

難聴児の切れ目ない支援体制構築と更なる支援の推進に向けた
地区別研究協議会

乳幼児教育相談の充実に向けて

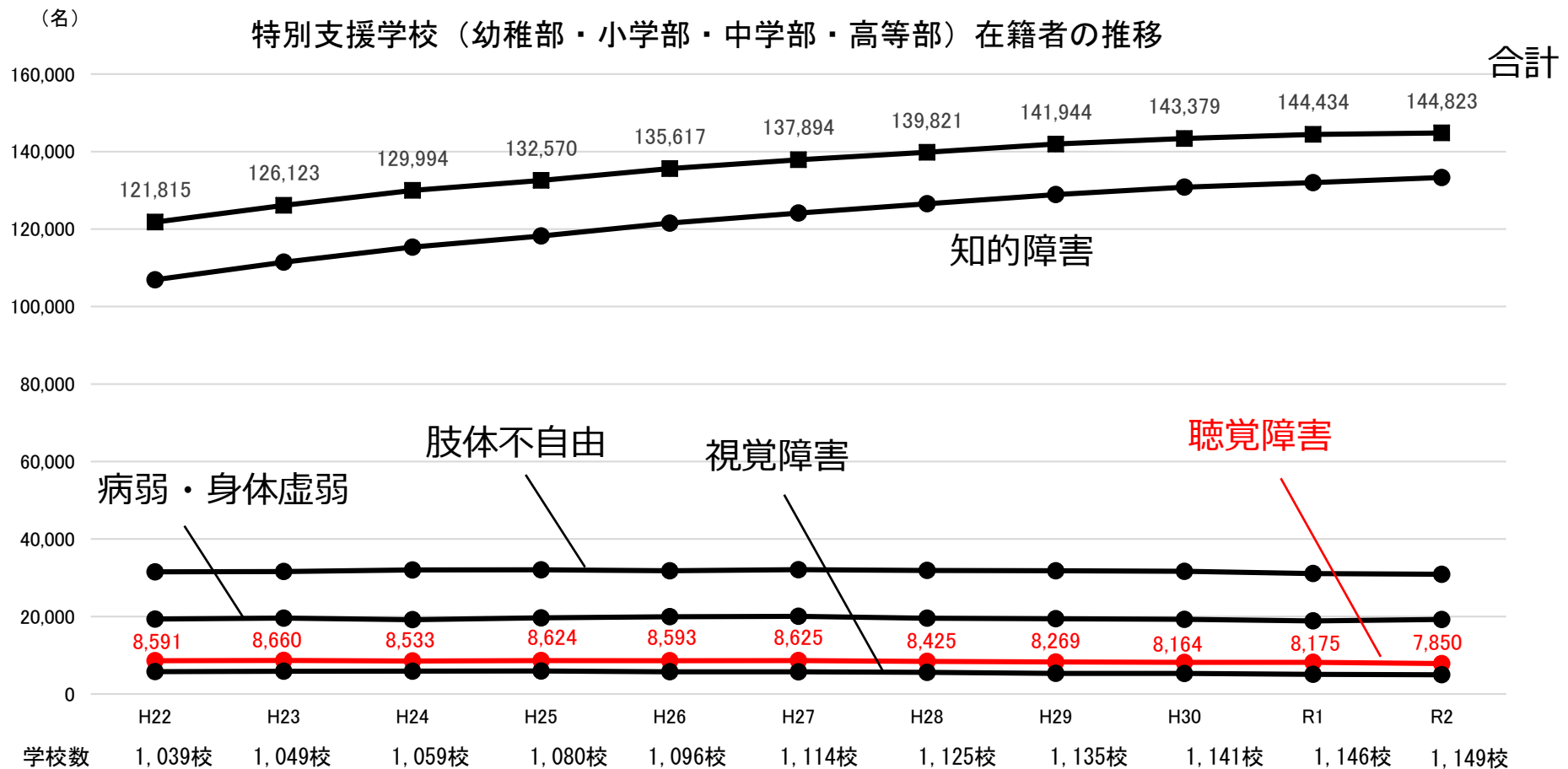
文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育企画官 小林 美保



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

特別支援学校（聴覚障害）在籍者数の推移

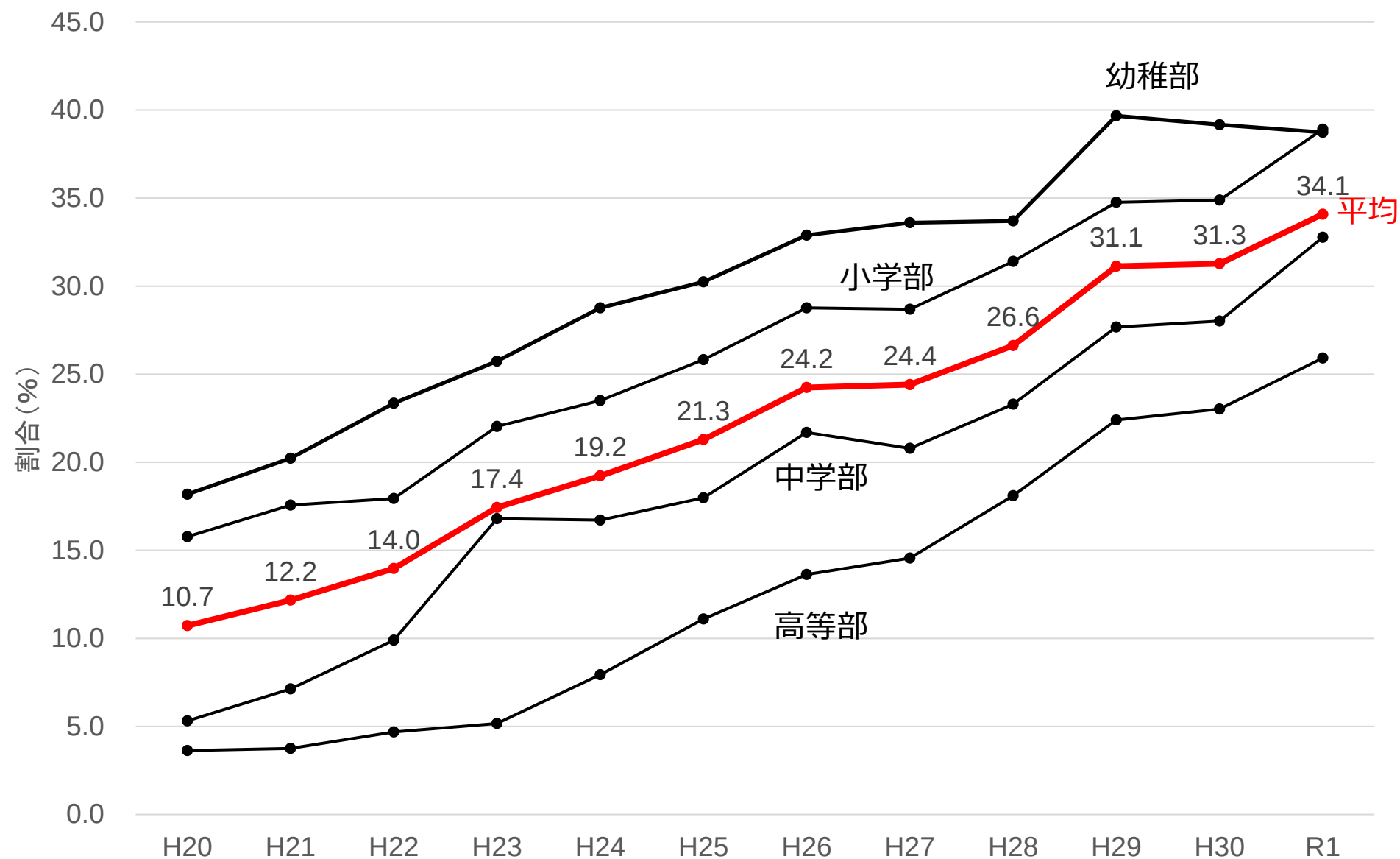


【令和2年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	86	119	790	352	158	1,505
在籍者数	4,978	7,850	133,308	30,905	19,240	196,281

※注:表の学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、グラフと表の数値は一致しない。

特別支援学校（聴覚障害）人工内耳装用者の割合の推移



※「聴覚障害教育の現状と課題」（全国聾学校長会編）を基に作成。対象は 全国聾学校長会加盟校。

特別支援学校（聴覚障害）重複障害学級在籍率

(%)

	H16年度	H21年度	H26年度	R元年度
小・中学部	18.4	24.9	26.1	28.7
高等部	8.9	18.3	16.8	18.7

※学校基本調査をもとに算出。対象は全国の国公立特別支援学校。

特別支援学校（聴覚障害）高等部本科卒業生の進路

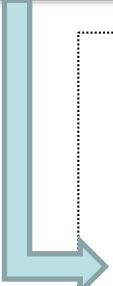
(%)

	H11年	H16年	H21年	H25年	H30年	R2年
大学等進学	12.0	16.7	18.1	19.1	22.2	21.1
専攻科進学	35.3	30.4	20.8	20.5	17.1	13.0
教育訓練機関	10.7	9.3	6.6	6.6	4.1	5.1
就 職	32.9	31.5	35.1	37.3	39.0	38.9
社会福祉施設・ 医療機関	4.1	8.5	15.0	14.1	13.8	18.1
その他	4.7	3.6	4.4	2.4	3.9	3.8

※学校基本調査をもとに算出。対象は全国の国公立特別支援学校。

聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して**言葉の習得と概念の形成を図る指導**を進めること。また、言葉を用いて人とのかかわりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てること。

言葉の指導を行う場合の留意事項

- 
- ① 保有する聴覚の活用
 - ② 様々な手段を用いた気持ちのやりとり
 - ③ 主体的な言葉の獲得
 - ④ 生活場面に即した適切な言葉掛け
 - ⑤ 言葉と意味を結び付けた習得
 - ⑥ 読話の力の育成
 - ⑦ 発音・発語の力の育成
 - ⑧ 言葉の働きの育成
 - ⑨ 言葉による思考力の育成

さらに留意する事項

- ① 自ら尋ねたり、考えたりできるように
- ② 幅広く豊かにかかわる経験と言語化を図るように
- ③ 基本的な生活習慣の育成やルール等の理解を図るように
- ④ 友達とかかわる楽しさと思いやりの素地を育むこと
- ⑤ 日常生活全般にわたる言葉の指導

国語科の授業で使用しているコミュニケーション手段

小学部N=155、中学部N=120、高等部N=99(複数回答・数値は%)

	聴覚口話	手話付きスピーチ	日本手話	筆談 (板書含む)	キュードスピーチ	指文字	その他
小学部	60.0	87.1	8.4	38.7	10.3	70.3	22.6
中学部	55.0	87.5	14.2	50.0	4.2	67.5	10.0
高等部	60.6	94.9	6.1	45.5	0.0	73.7	5.1

「聴覚障害教育における教科指導等の充実に資する教材活用に関する調査(平成29年度)」
(国立特別支援教育総合研究所)

補助的な手段

- ❖ 表情、身振り、動作、指差し
- ❖ 実物、写真、絵、図 など
- ◆ 聴覚障害のある人は、相手や場面によって、様々なコミュニケーション手段を使い分けたり、いくつかの方法を組み合わせたり使ったりしている。
- ◆ 物事の順番、原因と結果、複雑な仕組みなどを絵や図を用いて示すことも有効。



特別支援学校（聴覚障害）における乳幼児教育相談者・相談件数

平成29年7月現在、乳幼児教育相談を実施している特別支援学校（聴覚障害）100校。（ ）内は、相談件数

		0歳児	1歳児	2歳児	合計
総面談者数計		749名 (8, 325)	678名 (10, 621)	787名 (17, 243)	2, 214名 (36, 189)
定期的支援者数計		609名	569名	635名	1, 813名
通学児	通学児計	601名 (7, 889)	565名 (10, 329)	634名 (16, 794)	1, 800名 (35, 012)
訪問児	訪問児計	8名 (8)	4名 (63)	1名 (39)	13名 (110)
不定期	不定期児計	140名 (428)	109名 (229)	152名 (410)	401名 (1, 067)

※ 平成29年度文部科学省「特別支援教育に関する実践研究充実事業（聴覚障害乳幼児教育相談研究会成果報告書より）」

学校教育法 第74条

特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

保健、医療、福祉と連携した 聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業

令和3年度予算額
(前年度予算額)

0.1億円
0.2億円)

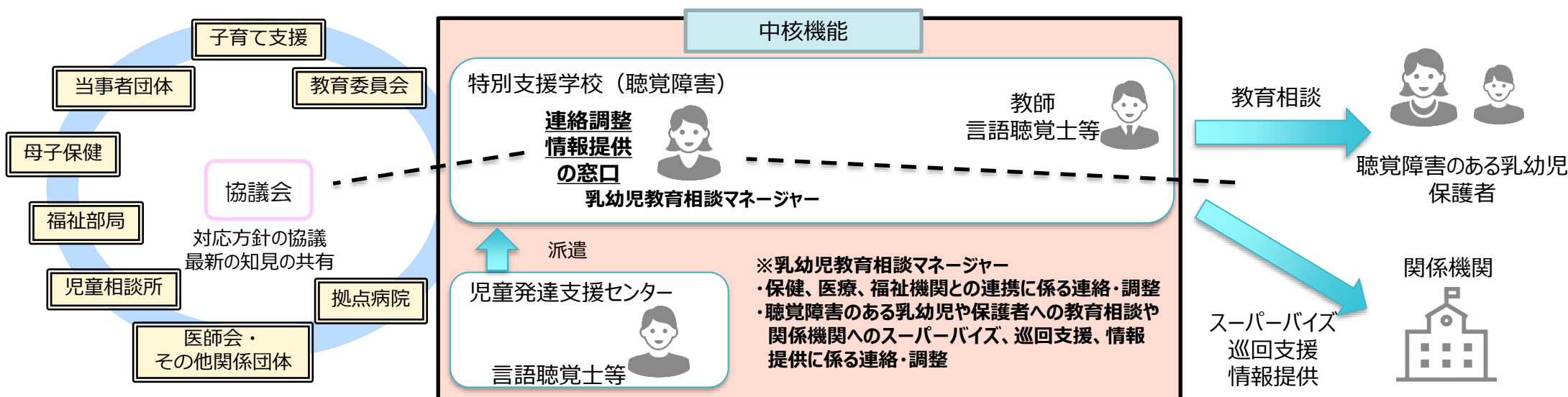


背景説明

聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。現在も聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、学校内の教育相談に係る体制を強化することにより、さらに充実することが求められている。

事業内容

- 特別支援学校（聴覚障害）における乳幼児教育相談の拡充
 - ・保健、医療、福祉機関など、厚生労働行政との連携により得られた最新の知見に基づく教育相談の実践
 - ・教育相談を行うための学校内の体制強化（乳幼児教育相談マネージャーの配置）
- 乳幼児教育相談に係るモデルの普及（国）



対象
校種

公立の特別支援学校（聴覚障害）

委託先

都道府県等教育委員会

箇所数
単価
期間

4箇所
248万円/箇所
1年

委託
対象経費

事業実施に必要な経費
(謝金、旅費、消耗品費等)

聴覚障害教育の手引きの改訂

近年、人工内耳装用児や重複障害のある幼児児童生徒の割合の増加、学びの場の多様化に伴う幼児児童生徒の教育歴の多様化など特別支援学校（聴覚障害）を取り巻く状況が変化している。また、手話に対する理解や多様な方法による意思疎通について社会の関心が高まっている。

このような状況を踏まえ、聴覚障害教育においてますます重要となる「言語指導」に焦点を当て、「聴覚障害教育の手引き」を改訂した。

※本書において言語指導とは、語彙の獲得や文章の理解及び表出、対話等に関する能力の育成を目指すもの。

Point 1

聴覚障害教育の経験の浅い教員に対する研修や教員個人での自己研鑽で活用することを想定し、言語指導の重要性を含む聴覚障害教育の基本的な内容について、平易な表現でわかりやすく作成（特別支援学校教職課程で学ぶ学生が活用することもある）。

Point 2

音声、文字、指文字、手話などコミュニケーションにおける多様な方法の機能と特徴、これらを活用する際の基本的な考え方を解説。

Point 3

特別支援学校における授業や乳幼児教育相談等の場面で、人工内耳装用児や重複障害児に対する実践例を含め、言語指導を重視した事例を中心に選定。また、特別支援学級や通級による指導の場面や教員研修に関する実践例も掲載。



文部科学省HPにて公開

「障害のある子供の教育支援の手引」（概要）

ポイント

- ・ 障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・ 学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・ 市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・ 障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性

2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援

3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点が、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

- ・ 就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- ・ 下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
 - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
 - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
- ・ 障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

- ・ 教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ

2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能

3. 当該障害の理解

- ・ 障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・ 障害種別※に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別的教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより確に行われるよう、関連資料として、「**個別的教育支援計画**」の参考様式を提示。

詳細はこちら（文部科学省HP）

